

# 第1部 海洋のこの1年

平成29年度以降、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

## 1 新たな海洋立国への挑戦 ～ 第3期海洋基本計画を策定 ～

平成30年5月15日、新たな海洋基本計画となる第3期海洋基本計画を策定(第17回総合海洋政策本部会合で了承の上、閣議決定)しました。今後おおむね5年間の我が国の海洋政策の指針となる本計画は、海洋基本法施行後10年を経過した中で、これまで政府及び海に携わる関係者によって取り組まれてきた諸活動を総括し、さらに、近年、我が国が直面する海洋をめぐる情勢の変化を踏まえて、中長期的な視点に立った海洋政策の理念や、個別具体の海洋諸施策などを示したものです。政府としては、本計画に基づき、統合的な形で各施策を、一步一步、着実に実施し、計画に掲げる「新たな海洋立国への挑戦」に向けて邁進し、我が国が世界をリードし世界の模範となる海洋国家として更なる飛躍を果たせるよう取り組むこととしています。



第17回総合海洋政策本部会合

### (1) 策定に至る経緯

我が国の海洋に関する政策は、海洋という共通の「場」に関わることから、幅広い分野に及ぶ様々な個々の施策を、政府全体で総合的に調整しながら進めていくことが必要です。このため、平成19年7月に海洋基本法が制定され、同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする総合海洋政策本部が設置されました。総合海洋政策本部のリーダーシップの下、総合海洋政策本部事務局(現在の内閣府総合海洋政策推進事務局)が中心となって、2期にわたる海洋基本計画を策定し、海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、海洋に関する諸施策を総合的かつ計画的に講じてきました。

第3期海洋基本計画(以下「第3期計画」という。)の策定に向け、平成29年4月7日に開催された第16回総合海洋政策本部会合を受けて、総合海洋政策本部参与会議の下で、第3期計画で踏まえるべき主要な海洋政策の基本的な方針及び各テーマの個別施策についての本格的な議論が開始されました。

具体的には、参与会議の下に「基本計画委員会」を設置して第3期計画の全体的な審議を行うとともに、同委員会の下に設置された小委員会及びプロジェクトチームにおいて、4つの主要テーマ、即ち、①海洋の安全保障、②海洋の産業利用の促進、③海洋環境の維持・保全及び④海洋人材の育成等について、有識者のご意見を広く伺いながら集中的に検討が行われました。この4つのテーマは、総合海洋政策本部会合における総理からの発言で言及されたテーマでもあります。また、平成28年度以前の参与会議において取り上げられた科学的知見の充実等に関する検討結果も踏まえ、基本計画委員会において審議が進められ、参与会議において、「第3期海洋基本計画策定に向けた総合海洋政策本部参与会議意見書」が取りまとめられました。本意見書は、平成29年12月18日に宮原参与会議座長から安倍内閣総理大臣へ手交されました。



宮原座長から総理への意見書手交

本意見書では、最近の海洋における情勢の変化を勘案して第3期計画の策定を行うべきとして、特に、昨今の我が国周辺海域をめぐる環境の変容や脅威の発生の状況、我が国の安全保障をめぐる厳しい環境の状況、「法の支配」に基づく「開かれ安定した海洋」の実現を目指して行っている取組の状況等を十分に勘案することの必要性を指摘しています。そして、これまでの海洋基本計画の在り方を抜本的に再構成し海洋の安全保障を幅広くかつ正面から捉え、国民の安全と安心の確保、我が国海洋権益の確保等に積極的かつ強力に取り組むべき新たな指針としての計画とすべきことを提言しています。また、エネルギー・資源の安定供給の確保のための海洋資源の開発や洋上風力発電の導入拡大に向けた取組、国際的な枠組を活かした海洋環境の保全や沿岸域の総合的管理の推進、海洋立国を支える人材の確保・育成等をはじめとして、科学的知見の充実、国際連携・国際協力、北極政策等を含め、今後、5年間の計画期間において強力に取り組むべき施策を取り上げた計画とすべきことについても提言しています。さらに、同意見書では、施策の着実な進展をもたらす手法の導入・強化による計画の実行推進体制の構築が重要であるとして、「分かりやすい記述」及び「目標設定」に加えて、実施体制を明確にし出来る限り指標を記載した工程表を作成し(Plan)、それに基づく実施(Do)、評価(Check)、見直し(Act)を行う「PDCAサイクルの活用」についても提言しています。

第3期計画は、上述の参与会議意見書の内容を十分踏まえながら、また、政府における検討状況を参与会議に随時報告し審議を頂いて検討を進めました。さらに、パブリックコメントを通じて国民の意見を踏まえて、関係府省庁とともに検討を積み重ねてきました。

## (2) 第3期計画のポイント

海洋基本法の目的「新たな海洋立国を実現すること」を目指すため、「新たな海洋立国へ

の挑戦」を第3期計画の方向性として位置付けるとともに、政策の方向性の内容について以下のような端的なキャッチフレーズで示しています。

- 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
- 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
- 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
- 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
- 海を身近に。海を支える人を育てる

また、第3期計画では、海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」として政府一体で取組を推進することとしており、具体的には、防衛・海上保安体制を強化するとともに、脅威の早期察知等につながる海洋状況把握(MDA)体制の確立や、我が国の領海等の外縁を根拠付ける国境離島の保全・管理を重点的に取り組むこととしています。

さらに、「海洋の安全保障」以外にも、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の更なる海洋資源開発や、洋上風力発電の導入拡大など、海洋の産業利用の促進を図っていくこととしており、さらに、北極政策を主要施策として初めて位置付け、研究開発、国際協力、持続的な利用を強力に推進していくこととしています。これらの海洋の主要施策の基本的な方針に基づき、約370項目の海洋施策を定めており、それぞれの項目ごとに実施府省名を明記することにより各施策の実行性を担保するとともに、重点的に進めるとした「MDAの能力強化」については項目として独立させてまとめて記載しています。なお、MDAの能力強化については、「3 「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」を決定」で取り上げています。

そして、各施策を推進していくため、総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって政府の司令塔としての機能を果たすこと、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための指標を用いた工程管理を行うこととしており、これらは上述しました参与会議意見書の内容を踏まえたものです。引き続き、着実な施策の実施に向けて、工程表の作成等では、参与会議のご意見を頂きながら検討を進めていくこととしています。

第3期海洋基本計画の詳細は内閣府(海洋政策)ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/plan03.html>

## 第3期海洋基本計画 概要(その1)

### □ これまでの海洋政策の評価と最近の情勢

#### 1. 海洋基本法施行後10年の総括

- 海洋基本法に基づき、第1期・第2期計画を閣議決定し、同計画に掲げる諸施策を推進
- 各省にまたがる横断的分野においても、関係法令の制定や施策を総合海洋政策本部決定
  - 【具体例】海賊対処法(平成21年)、低潮線保全法(平成22年)
  - 国境離島の名称付与(平成26年)、無主の国境離島の国有財産化(平成29年)
  - 再エネ海域利用法案の閣議決定(平成30年)
- 施策の進捗状況の評価等を着実な推進に活かしていくための工程管理の強化が必要
- 海洋政策を国民に広く知ってもらうための発信力に改善の余地あり



#### 2. 最近の情勢を踏まえた現状認識

- 人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、IT分野における技術革新の加速化
- 海洋の安全保障や海洋の産業利用などを取り巻く情勢の変化(※)に応じて、様々な状況に対応できる体制整備や海洋資源開発に係る取組の推進を実施
- (※)【情勢変化の具体例】外国公船による領海侵入、外国漁船の違法操業及び漂流・漂着、外国調査船の同意を得ない調査、我が国EEZ内への弾道ミサイル発射、一方的な現状変更の試み等

### □ 海洋政策のあり方

#### 1. 今後の10年を見据えた海洋政策の理念と方向性

##### ■ 政策の理念

海洋基本法に定める基本理念(「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、「海洋の安全の確保」、「海洋に関する科学的知見の充実」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」及び「海洋に関する国際的協調」)を踏まえ、次の事項を認識して政策を進める。

- ①我が国にとり、好ましい情勢や環境の能動的な創出
- ②国力の持続的な維持のため、海洋の豊かさ・潜在力の最大限の利活用
- ③健全な海洋産業による海洋の持続可能な開発・利用と環境保全とのWin-Win関係での発展
- ④世界最先端の革新的な研究開発と観測・調査の充実
- ⑤海洋に関する国民の理解の増進

##### ■ 政策の方向性

#### 《新たな海洋立国への挑戦》

- (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
- (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
- (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
- (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
- (e) 海を身近に。海を支える人を育てる

## 第3期海洋基本計画 概要(その2)

### □ 海洋政策のあり方

#### 2. 海洋に関する施策についての基本的な方針

##### 2-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針

□ 海洋をめぐる安全保障上の情勢を踏まえ、様々な分野に横断的にまたがる海洋政策を幅広く捉える

- 国家安全保障戦略における海洋安全保障を含む安全保障に関連する幅広い施策を海洋の安全保障に関する施策と整理する。それに加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策を、海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる施策に位置づける。両者を包含して「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取組を推進
- 関係各国と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進
- 防衛・海上保安体制を強化するとともに、海洋状況把握(MDA)体制の確立、国境離島の保全・管理については、重点的に取り組む

- 海洋状況把握(MDA)は、海洋に関する施策に活用するため、海洋関連の多様な情報を、艦艇、巡視船艇、航空機、衛星や調査観測船等から効果的に「収集」、「集約・共有」を図るものである。その能力強化に向けた取組を一層強化
- 排他的経済水域等における海域管理のあり方については、第2期計画以降の議論も踏まえ、法体系の整備を進める

##### 2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針

###### (1) 海洋の産業利用の促進

- 経済安全保障の確保、経済成長の実現、海洋権益の確保を意義として一体的に推進
- メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の海洋由来のエネルギー・資源の開発推進
- 洋上風力発電に関し、海域利用ルール等の制度整備を加速
- 高付加価値化・生産性の向上を通じて、海洋産業の国際競争力を強化
- SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を活用
- 「海洋資源開発技術プラットフォーム」を通じ、企業間交流の活動を支援
- クルーズ船の寄港拡大や大学発ベンチャー等、新しい活力を海洋産業に取り込み、市場を開拓
- 外航及び内航海運における安定的な海上輸送の確保(トン数標準税制の活用、「内航未来創造プラン」に従った施策の推進)
- 海上輸送拠点の整備(国際コンテナ・バルク戦略港湾政策の推進)
- 水産資源の適切な管理(資源調査の抜本的な拡充、漁業取締能力の強化)
- 水産業の成長産業化(「浜プラン」の実施による所得向上、流通構造の改革と水産物輸出の促進

収益性の高い操業体制への転換等による国際競争力の強化、担い手の育成・確保



海上保安体制の強化



国境離島の保全・管理



メタンハイドレートの開発推進



海域利用ルールの整備



資源評価の精度向上

□ 海洋政策のあり方

(2) 海洋環境の維持・保全

- 持続可能な開発目標(SDGs)等国際枠組を活かした海洋環境保全の推進  
(適切な海洋保護区の設定、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減、サンゴ礁等の保全等)
- 高い生産性と生物多様性が維持されている「里海」の経験を活かしつつ、沿岸域の総合的管理を推進
- 瀬戸内海等における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的取組の推進と調査・研究等の加速化



海洋保護区の設定



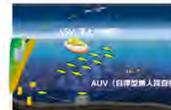
海洋ごみへの対応

(3) 科学的知見の充実

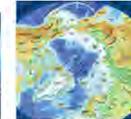
- 海洋科学技術に関する研究開発の推進
- 海洋調査・観測・モニタリング等の維持・強化
- 海洋と宇宙の連携
- Society5.0の実現に向けた研究開発の推進  
(次期SIP「革新的深海資源調査技術」により世界に先駆けた技術開発)



衛星情報についての研究・検討



次期SIPの実施



北極政策の推進



ネーオルスン基地完成予想図

(4) 北極政策の推進

- 我が国民間企業における北極海航路を利用する動き(例、ヤマルLNGプロジェクト)や諸外国における取組の活発化等を踏まえ、研究開発・国際協力・持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進
- 我が国の強みである観測・研究開発に関しては、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)等により、北極圏国における国際連携拠点(例、ノルウェー・ネーオルスン基地)の整備や、海水下でも自律航行や観測が可能な自律型無人探査機(AUV)等の開発・運用を実施。また、砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める



海水下を含む北極海観測のイメージ

(5) 国際連携・国際協力

- 「法の支配」「科学的知見に基づく政策の実施」を原則に、国際社会全体の普遍的な基準として浸透させるべく活動し、これらの取組を通じて我が国国益を実現

(6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- 海洋教育の推進 (2025年までに全市町村での海洋教育の実施を目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、取組を強化)
- 海洋立国を支える専門人材の育成と確保  
(海洋開発技術者の育成を目指し、「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」の取組強化を促進)
- 外向きの海洋国家観の浸透、「海の日」の活用・充実



第20回「海の日」特別行事総合開会式、安倍総理スピーチ

## 2 海洋再生可能エネルギー利用促進の取組

### ～ 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」を国会に提出 ～

海洋再生可能エネルギーの利用促進は、我が国周辺の広大な海域の開発・利用を有効に進める観点から、海洋政策上の重要課題のひとつです。

特に、洋上風力発電については、欧州で導入が拡大しており、安価な電源のひとつとして定着しつつあり、四方を海に囲まれる我が国においても、大きなポテンシャルを有しています。洋上風力発電は、火力発電に比べて二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策にも資するとともに、欧州のように大規模な開発が可能となれば、発電コストが火力発電並みの水準といった経済性を確保できる可能性のあるエネルギー源です。また、洋上風力発電設備は部品点数も多く、関連産業への波及効果が期待されるとともに、建設・維持管理において周辺港湾が活用されることで、地元産業への好影響も期待される場所です。

洋上風力発電は陸上風力発電に比べて、輸送の制約等が少ないため、より大規模な風力発電設備を設置可能であり、また、洋上の風況は陸上と比べて優れていることが多いため、効率の良い発電が可能です。

これまでも千葉県銚子沖や福岡県北九州沖、長崎県五島沖、福島県沖で洋上風力発電

設備の実証事業が行われ、技術的な課題の解決も進み、近年、民間事業者による我が国海洋における洋上風力発電設備の建設プロジェクトが複数立ち上がりつつあるところではあります。

そのような中で、洋上風力発電設備の設置にあたり、国民共有の海を長期間占有するための統一的ルールがないこと、また、海運や漁業等の先行利用者との調整に係る枠組みがないことが大きな課題となっています。

これらの課題について、港湾法に基づく港湾区域については、平成 28 年に港湾法が改正され、先行的に課題の解決が図られましたが、より広大な面積を有し、大きなポテンシャルを有する一般海域(港湾区域等を除く領海内の海域のこと)において、早急に制度を整備する必要があります。

このため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」を、内閣府総合海洋政策推進事務局が中心となって、経済産業省、国土交通省と合同で立案し、平成 30 年 3 月 9 日に閣議決定され、国会に提出されました。

なお、同法律案には、国が基本方針を定めた上で、

- ① 一般海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための区域の指定、及びこれに関わる先行利用者との調整の枠組みを定め、
- ② 公募により事業者を選定し、供給価格の低減を図りつつ、長期の占有を実現するにあたり必要な手続きを定める 等

の制度の創設を盛り込んでおります。

海洋再生可能エネルギーは、洋上風力に限らず、潮流発電や海流発電といった新たな技術も開発されているところではあります。引き続き、海洋再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでいくこととしております。

### 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案

**背景・必要性**

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進は、我が国の海洋の開発及び利用を進める観点から、海洋政策上の重要課題の一つである。
- 海洋再生可能エネルギー発電は、火力発電に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策に有効であるとともに、大規模な開発により経済性の確保も可能である。また、関連産業への波及効果とともに、発電設備の設置・維持管理での港湾の活用による地元産業への好影響が期待できる。
- 他方、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関しては、長期にわたる海域の占有を実現するための統一的ルールがなく、先行利用者との調整に係る枠組みも整備されていない。
- このため、国が、基本方針を定めた上で、
  - ①一般海域<sup>※1</sup>において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための区域の指定、及びこれに関わる先行利用者との調整の枠組みを定め、
  - ②公募により事業者を選定し、供給価格の低減を図りつつ、長期の占有を実現するにあたり必要な手続きを定める等の制度の創設が必要である。

※1：排海及び内水のうち、漁港の区域、港湾区域等を除く海域をいう。

---

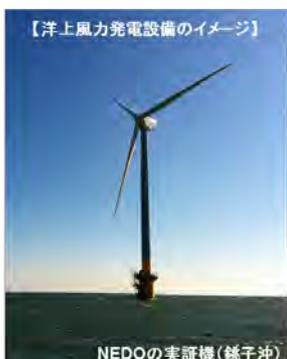
**法案の概要**

○長期にわたり海域を占有する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占有等に係る計画の認定制度を創設する。

**【占有までの手続の流れ】**

- ①政府は、促進区域における再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための**基本方針**を策定  
(内閣総理大臣が案を作成し、農林水産大臣等を含む閣議により決定)
- ②経済産業大臣及び国土交通大臣が、農林水産大臣、環境大臣等との協議や、協議会等の意見を聴取した上で、**促進区域**を指定し、**公募占有指針**を策定
- ③事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に**公募占有計画**を提出
- ④経済産業大臣及び国土交通大臣は、発電事業の内容、供給価格等により最も適切な計画の提出者を選定し、当該**公募占有計画**を認定
- ⑤事業者は、公募占有計画の内容(発電事業の内容、供給価格等)に基づきFIT認定を申請  
⇒ 経済産業大臣は、FIT法<sup>※2</sup>に基づき認定 ※2：FIT法とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。
- ⑥事業者は、認定公募占有計画に基づき**占有の許可**を申請  
⇒ 国土交通大臣は、**占有を許可**(最大30年間)

**【洋上風力発電設備のイメージ】**



NEDOの実証機(鏡子沖)

---

**【目標・効果】**

我が国の海域において、利用ルールを整備し、海洋再生可能エネルギーを円滑に導入できる環境を整備することで、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。  
 風力発電全体の導入容量：約330万kW(2016年度) ⇒ 約1,000万kW(2030年度)  
 (KPI) 運転が開始されている促進区域数：0区域(2017年度) ⇒ 地域・関係者のご理解を前提に5区域(2030年度)